

旭川市社会福祉事業振興補助金について

旭川市では、社会福祉事業を行っている法人等に、施設や設備の改修、修繕や、備品の購入、修繕に係る経費を対象に補助を行っています。

寄附金の一部等を財源としており、他の制度に比べ補助金額は高くありませんが、小規模な修繕や備品購入などに適した補助金です。

(社会福祉事業とは、「社会福祉法第2条に定める社会福祉事業」を指します。)

補助の内容

次の①又は②の経費について、2分の1を上限として予算の範囲内で決定します。

(一団体の申請につき、いずれかの申請となります。)

① 施設や設備の設置、改修、修繕に要する経費で、10万円以上100万円以下のもの

② 備品の購入、修繕に要する経費で、5万円以上50万円以下のもの

これまでの主な補助実績



区分	補助内容	全体の経費	補助額
設備の設置	融雪槽の設置	945,000円	472,500円
設備の修繕	エレベーター部品取替	699,840円	349,920円
設備の修繕	屋根の塗装・ボイラー交換	600,000円	300,000円
備品の購入	作業所で食器消毒保管庫を購入	396,900円	198,450円
設備の設置	屋外非常階段手すり増設	102,600円	51,300円

申請に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書(指定の様式)
- ・ 事業計画書(指定の様式)
- ・ 補助金交付申請額算出調書(指定の様式)
- ・ 事業予算書(指定の様式)
- ・ 施設等の前年度決算書, 当該年度予算書(任意の様式)
- ・ 貸借対照表, 損益計算書(任意の様式)
- ・ 見積書
- ・ 現況写真, 関係図面, 購入品のパンフレット等



令和3年度のスケジュール予定

申請の募集	4月20日～6月4日
市で選定委員会を開催し審査	7月上旬
市から補助金交付決定通知	7月中旬
補助事業の実績報告書を市に提出	各事業完了後速やかに
補助金の支払い	各事業の実績報告書提出後

申請にあたって留意事項

- ・ 補助事業の着手は、補助金交付決定の通知(7月中旬予定)後となります。
- ・ 予算の範囲内での補助となりますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 不明な点があれば、問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先: 旭川市福祉保険課福祉保険係 〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階 電話25-6312